

転ばぬ先のかわら版 vol.26 令和1年冬号

発行：千葉司法書士会 法教育推進委員会

身近な乗り物、自転車。

通学やプライベートなど様々な場面で、多くの高校生が日々自転車を利用しているのではないのでしょうか？

このように、気楽な乗り物のイメージがある自転車ですが、ちょっとした油断・過失で大きな責任を問われるかもしれません。

高校生でも高額な損害賠償！？

事例1 無謀な運転による事故！

車道を斜め横断した自転車走行中の高校生と、対向車線を直進していた自転車走行中の成人が衝突し、その結果、高校生が相手方に重度な障害を負わせた。

→高校生に約9000万円の損害賠償命令

事例2 携帯操作中の事故！

高校生が、夜間にライトをつけず、携帯電話を操作しながら自転車走行中に歩行者に激突し、その結果、高校生が相手方に重度な障害を負わせた。

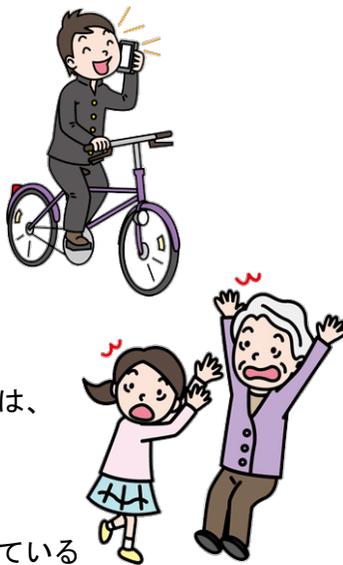
→高校生に約5000万円の損害賠償命令

成人でも高校生でも責任の重さは同じ

自転車事故で、人を死傷させてしまったこと責任は、高校生でも免れられません。

これから社会に出る高校生にとって、高額な損害賠償金は、大変重いものとなるでしょう。

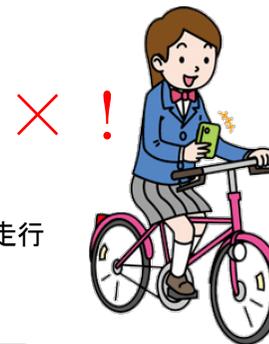
安全運転が第一ですが、損害保険会社等で取り扱っている個人賠償責任保険に加入するなど、万が一に備えることも大切です。



これだけで法律違反！？罰金刑！？

街で見かける次の行為、全部法律違反です。まさか、やっていませんよね？？

- 傘を差しながらの自転車走行
 - スマートフォンを使用しながらの自転車走行
 - イヤホン・ヘッドホンを使用しながらの自転車走行
- 全て5万円以下の罰金



大切な未来を守るため、交通ルールを守ろう

高校生であっても高額な賠償命令が出てしまう交通事故。

また、ながら自転車走行による法律違反。

自分の未来を守るため、ルールを守って自転車を利用しましょう。

◆消費者教育高校生講座◆

千葉司法書士会では、毎年県下の高校に講師を派遣し、標記事業を行っております。

司法書士としての実務経験を生かして、契約の基礎や、悪質商法への対処法、多重債務問題等について講義をし、これから社会に出る生徒の皆さんに法的なものの考え方を学んで頂くことを目的としております。



活動実績

平成25年度：12校で開催	平成28年度：13校で開催
平成26年度：12校で開催	平成29年度：19校で開催
平成27年度：19校で開催	平成30年度：12校で開催

お問い合わせ先：千葉司法書士会事務局 043-246-2666

<https://chiba.shihoshikai.or.jp/>

